

2024年4月10日時点版

(制度運営や関係各所との調整等を踏まえ、随時追加・修正が生じます)

Q&A

	項目	質問	回答
支援対象			
1-1	事前着手	認定取得前から発注・契約を行った場合、係る事前着手分についても助成を受けることは可能ですか。	本法律に基づく永久磁石に係る認定供給確保計画による取組への助成は、当該計画に係り認定日以降に行う（発注・契約）認定供給確保事業のうち、補助対象経費に該当するものが対象となります。ただし、認定から安定供給確保支援独立行政法人（NEDO）からの助成金交付決定までは一定の期間が必要となるところ、この間に発注・契約が必要となる取組がある場合には、認定申請書の5（3）に取組ごとに「当該取組については、計画認定後、助成金交付決定前であっても速やかに着手したい。」旨明記した上で申請を行ってください。
1-2	対象となる施設・設備	永久磁石生産・リサイクル施設の敷地内に、倉庫や食堂、テニスコートといった施設や、事務用PCや自動販売機といった設備など、永久磁石の生産・リサイクルとは直接関係しない施設・設備を設置することを予定していますが、これらも支援の対象となりますか。	今回支援対象となるのは永久磁石の生産・リサイクル・技術開発に関係する施設・設備です。生産活動等に欠かせない施設や設備については、対象として含めますが、生産活動に必須とは認められない附帯施設や設備等は対象に含むことはできません。認定を申請するにあたって判断に迷うものがあれば、経済産業省 製造局 金属課までご相談ください。
1-3	対象となる取組の着手時期	何年までに開始の取組が支援対象でしょうか。	認定の期限や認定数の上限に関する取り決めはありませんが、認定に当たっては取組方針第3章第8節に基づき、基金の残額に配慮することとなります。
1-4	対象となる取組の補助率	補助率はいくつになるのでしょうか。	取組方針第2章第2節記載の「実施する個別施策」により異なりますので、経産省製造局金属課までお問い合わせください。

1-5	上限額について	一事業に対する助成の上限額はありますか。	上限を設けてはおりませんが、事業の妥当性・適格性・必要性・実現可能性等を勘案し、補助率の範囲内で助成額を決定します。
1-6	支援措置の併用について	ツーステップローンは、NEDOによる助成金と併用はできますか。	併用可能です。

2. 認定申請について

2-1	交付決定までの流れ	認定申請から交付決定までの流れはどのようになりますか。	<p>①まず、事前に経済産業省 製造局 金属課まで御相談ください。</p> <p>②その後、供給確保計画を作成し、経済産業省にご提出ください。</p> <p>③提出いただいた供給確保計画及び添付資料について、経済産業省にて内容の確認・審査を行います。認定・不認定の結果は文書にて通知します。</p> <p>④認定された場合には、交付申請書を作成し、NEDOに提出いただきます。NEDOにて審査の上、交付決定の通知を行います。</p>
2-2	継続生産	継続生産について、いつを起算点にすればよいですか。	初回出荷の日（供給開始の日）を起算日としてカウントしてください。
2-3	対象事業について	どのような事業が、永久磁石の供給確保計画に係る認定制度の対象となりますか。	「永久磁石に係る安定供給確保を図るための取組方針」を満たす永久磁石の生産施設、リサイクル施設及び技術開発が対象となります。
2-4	日本語以外での書類	供給確保計画の認定申請書は日本語以外での記載も可能ですか。また、添付書類についても日本語以外の書類でよいですか。	供給確保計画の認定申請書は日本語での記載をお願いします。 なお、添付書類が日本語以外の場合、主要項目の和訳の添付もご準備いただくようお願いします。

2-5	変更認定と軽微な変更	<p>計画の変更をしたいときに、事前に変更認定申請が必要な場合と、軽微な変更として事後的な届出で良い場合と、どのようなケースがどちらに当てはまるのか、具体的に知りたいです。</p>	<p>具体的なケースについては、経済産業省 製造局 金属課まで御相談ください。</p> <p>なお、以下のようなケースを例示として御確認ください。</p> <p>①事前に変更認定申請が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定安定供給確保計画を実施するために必要な資金額および助成金額を増額又は減額する場合 ・認定供給確保計画について、生産する特定重要物資等の種類の変更や性能のダウングレード、生産開始時期の後ろ倒し、継続生産期間の短縮、生産能力の縮小等の取組内容の変更が生じる場合 <p>②軽微な変更として事後的な届出で良い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定供給確保事業者の名称・住所等、供給確保計画の取組に直接関係しない記載内容を変更する場合 ・認定供給確保計画の実施期間を6月以内の範囲で変更する場合（※） ・認定供給確保計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの（助成金の額の変更を除く。） <p>（※）ただし、実施期間の変更により、継続生産等の要件を満たさなくなる場合には軽微な修正には当たりませんので、ご注意ください。</p>
2-6	追加支援措置	<p>認定後に支援措置を追加で希望することは可能ですか。可能な場合には、どのような手続きが必要ですか。</p>	<p>追加で支援措置を希望する旨について、認定供給確保計画を変更（※）することを条件に、各支援措置の適用について御相談いただくことは可能です。ただし、希望される支援措置の適用を実際に受けられるかどうかについては、各支援措置の執行機関において適用基準を満たしているか等により判断されることとなります。なお、助成金については基金の残額に配慮した上で判断されることとなります。</p> <p>※変更に必要な手続きは、「変更認定と軽微な変更」の欄をご参照ください。なお、事前に変更認定申請が必要な場合に該当する場合は、各支援措置の適用について御相談いただく前に、変更認定を受ける必要があります。</p>
2-7	計画のスケジュール	<p>5（1）計画全体のスケジュールには、何を書けばよいでしょうか。</p>	<p>取組を開始/終了する時期、目標達成を見込む時期のほか、マイルストーンとなる時期があれば記載をお願いします。</p>

2-8	サイバーセキュリティ	<p>取組方針第6章第3節に規定する事項に関連して、申請様式中「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」の該当欄にはどのような記載を行えばよいでしょうか。</p>	<p>「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」（経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構（IPA））や「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」（IPA）といったガイドラインや組織内での脆弱性診断の結果等を踏まえ、サイバーセキュリティ確保のために講じている対策（対応計画・緊急対応体制等の整備）について記載してください。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。</p>
2-9	ツーステップローン	<p>株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）による金融機関からの貸付を希望する場合、どのように記入すればよいですか。</p>	<p>ツーステップローンによる金融機関からの貸付を希望する場合には、認定申請書の「5 計画の実施内容」「（4）取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」のうち、「政府関係金融機関からの借入れ」において、支援を期待する額が分かるように明示してください。</p> <p>また、認定申請書の「5 計画の実施内容」「（5）期待する支援措置 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）」の「希望する」に○を付けてください。</p> <p>なお、ツーステップローンは、必要な資金（※）が原則として50億円以上、貸付期間が5年以上、民間金融機関との協調融資を原則としています。</p>

※ 事業規模を指しており、指定金融機関からの融資額が50億円以上である必要はありません。
ツーステップローンの活用を検討する際には、前広に、指定金融機関にご相談ください。

(参考)

現在、経済安全保障推進法に基づく指定金融機関として、「株式会社日本政策投資銀行」(DBJ)が指定されています。

本店(東京都千代田区大手町)のほか、各支店(北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州)でも相談可能です。

日本政策投資銀行HP(本店・支店情報)

<https://www.dbj.jp/co/info/branchnews/>

【記載例】

(4) 取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

費用	調達方法	
	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ
取組に必要な資金の合計額	100 (指定金融機関：○●銀行)	20 (●○銀行)

(5) 期待する支援措置

実施予定の取組番号

支援措置	希望する	希望しない
株式会社日本政策金融公庫法の特例(ツーステップローン)	○	

2-10

外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響

申請様式中「6 取組の実施体制」のうち、(注4)外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響に関する状況については何を記載すれば良いですか。

申請事業者とそのサプライヤーが、その本社等の立地する場所の法的環境等により安定供給の適切性が影響を受けないこと(例えば、技術情報の流出や、安定供給確保に影響を生じさせるような外国の関係法令が現時点で存在しないこと)を確認の上、その旨を記載し、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

2-11	コーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況	申請様式中「6 取組の実施体制」のうち、(注4)コーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況については何を記載すれば良いですか。	例えば以下の資料の整備状況を記載してください。また、併せて当該資料を提出してください。判断に迷うものがあれば、経済産業省 製造産業局 金属課までご相談ください。 ・事業者の法人形態、所有関係を示す書類(有価証券報告書等) ・コーポレートガバナンスに関する規程及び必要な体制に関する説明資料 ・国際的に受け入れられた会計基準に基づき作成・公開された財務諸表
2-12	サプライチェーンを含む必要な生産能力確保	申請様式中「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」のサプライチェーンを含む必要な生産能力確保に関する計画を整備しているかは、どう判断すれば良いでしょうか。	申請事業者やサプライヤーの生産拠点、及びそれらの供給能力を踏まえたうえで、特に他社製品を使用している場合には、それらに関するリスクに対応するための計画を整備しているかで判断してください。なお、この証明のために、必要な書類の提出を求める場合があります。
2-13	人権尊重	取組方針第6章第2節に規定する事項に関連して、申請様式中「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」の該当欄にはどのような記載を行えば良いでしょうか。	責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインに基づく組織内での対策の実施など、サプライチェーン上の人権等のリスクに関して対応している内容を記載してください。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求められます。
2-14	地域経済への貢献、雇用創出	取組方針第3章第8節に規定する事項は、申請様式のいずれの箇所に記載すれば良いでしょうか。	「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」の「その他取組方針への適合性に関する事項(注3)に、その内容を記載してください。例えば、申請に係る供給確保計画について、安定的な供給を確保するための、工場等の立地地域における人材の雇用やパートナーシップ構築宣言への参加など、サプライチェーンを構築する企業との連携を通じた地域経済への裨益等が期待される場合には当該内容について記載をお願いいたします。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求められます。
2-15	参考資料の添付、追加資料の要求	申請時に参考資料を添付することは可能でしょうか。	可能です。必要に応じ、申請様式のいずれの記載箇所を補足するものであるかを明示した上で、参考資料を添付してください。なお、必要に応じて、経済産業省側から関係書類の提出を求められます。

2-16	共同申請の場合の申請書の記載方法	2以上の事業者で共同で認定申請を行う場合に、それぞれの事業者ごとの計画を認定申請書に記載すべきですか。それとも、全体としてまとめた計画として記載すべきですか。	共同申請を行う場合には、それぞれの事業者ごとに計画を記載してください。その際、認定申請書は、それぞれの事業者ごとに計画を作成し、共同申請であることが分かるように「1 名称等」の箇所に共同申請を行う全ての事業者に関する情報を記載し、全事業者分の書類をまとめて提出するようにお願いします。なお、同一業種に属する複数の事業者が供給確保計画を申請しようとする場合、認定に際しては公正取引委員会への意見の求め（法第29条第1項）が必要となる場合（例：有力な事業者同士による共同生産等）があります。その場合、認定の審査に時間を要する場合がございますので、申請前に、経済産業省製造局 金属課又は公正取引委員会に前広にご相談ください。
2-17	共同申請の場合の取組を実施するために必要な資金の額及び調達方法	共同申請の場合、様式第一 5（4）「取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」にどのように記入すれば良いですか。	共同申請の場合には、事業者ごとに必要な資金の額等が分かるように別々に記載してください。
2-18	共同申請の場合の助成の適用	共同申請を行う場合、共同申請者も助成を受けることができますか。	計画に記載された永久磁石の生産施設の整備を行う共同申請者であれば、助成を受けることが可能です。ただし、代表申請者と共同申請者で、永久磁石の生産施設の整備について、重複する内容に必要な資金に係る助成を受け取ることはできません。

<p>2-19</p>	<p>必要金額積算の様式</p>	<p>申請様式中「5 計画の実施内容」の「(3) 取組において支援措置の対象とする内容」として提出が求められている必要金額の積算について、指定の様式はありますか。</p>	<p>指定様式として別紙1（総括表・費用明細表）と別紙2（設備投資・技術開発合算総括表）を用意しております。</p> <p>①認定申請をされる計画の中で国内生産能力強化・研究開発のいずれかのみを実施する場合 ⇒別紙1（総括表・費用明細表）を作成・提出してください。</p> <p>②認定申請をされる計画の中で国内生産能力強化・研究開発のいずれも実施する場合 ⇒別紙1（総括表・費用明細表）及び別紙2（設備投資・技術開発合算総括表）を用い、それぞれ以下のとおり作成・提出してください。</p> <p>（1）全期間総括表⇒別紙1は記載せず、別紙2の「（1）全期間総括表」を作成・提出してください。</p> <p>（2）助成先総括表⇒国内生産能力強化・研究開発それぞれについて別紙1を作成・提出してください。また、追加で別紙2の「（2）助成先総括表」を作成・提出してください。</p> <p>（3）委託・共同研究先総括表⇒研究開発について別紙1を作成・提出してください。</p> <p>（4）項目別明細表（助成先用）⇒国内生産能力強化・研究開発それぞれについて別紙1を作成・提出してください。</p> <p>（5）項目別明細表（委託・共同研究先用）⇒研究開発について別紙1を作成・提出してください。</p> <p>助成金交付の対象となる具体的な費用や記載方法等について御不明点があれば経済産業省製造産業局金属課まで御相談ください。</p> <p>なお、記載いただいた積算の内容については、安定供給確保支援独立行政法人（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO））へ助成金交付の申請を行う際に、交付申請書（様式第1）の添付資料1の別紙2又は別紙3に転記して提出していただくことになります。</p> <p>※関連資料については、以下URLから御確認ください。</p> <p>【別紙1（総括表・費用明細表）】</p>
-------------	------------------	---	---

			<p>https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/magnet/magnet_yoshiki_01_01.xlsx 【別紙2（設備投資・技術開発合算総括表）】</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/magnet/magnet_yoshiki_01_02.xlsx 【N E D O助成金交付規程】</p> <p>https://www.nedo.go.jp/content/100959089.pdf 【N E D O関連様式】</p> <p>https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/secure_stable_supply_koufukitei_yoshiki.html</p>
--	--	--	--